

Q

自治基本条例について

A

市民自らの手でルールを定める

山中 基充 議員

質問一 自治基本条例と市民基本条例の違いについて。

二 市民基本条例を制定する目的と期待する効果について。

三 作成への思いは。また、関連する条例の整備は。

答弁一（市長） 自治基本条例と市民基本条例の間に特別な違いは想定していない。市民の市民による市民のための鶴ヶ島をイメージ

し、市民自らの手で自治のルールを定めるとの思いから市民基本条例という表現を用いている。今後市民と協議を重ね、鶴ヶ島らしい条例名としたい。

二 東日本大震災の経験を経て、意思決定となる市民基本条例の制定という視点が重要になってきた。災害発生時には地域の力、住民間の連携、支え合いが初動において

は欠かせない。すぐには国や県の支援を受けられない場合、自ら即断、即決して行動していく根拠となると理解している。

三 移動市長室や広聴会等で市民の意見を取り入れ、鶴ヶ島に関わる多くの人達が自分たちの条例だと思えるようにする。

◎その他の質問

一 土地開発公社の土地購入について白書の策定を

二 こころの体温計の導入を

Q 学校給食の選択制等について

A 鶴ヶ島市では、完全給食を実施

出雲敏太郎 議員

佐賀県鳥栖市では、学校給食で選択制弁当方式を導入している。

質問一 埼玉県下での学校給食の選択制導入状況について。

二 東京都における学校給食の選択制導入状況について。

三 給食センター更新施設の規模の変動幅について。

四 学校給食の選択制導入は。

五 弁当の日について市の考えは。

六 弁当による子どもと親の絆は。

答弁一（教育委員長） 学校給食

は食事内容により、パンやごはん等とミルク及びおかずを提供する完全給食、ミルクやおかず等の補食給食、ミルクのみのミルク給食

に区分され、県下では、ほぼ100%

二 八王子市、立川市、町田市等6市の中学でそれまで弁当持参だったものが、外部委託方式での給食と弁当との選択制になっている。

三 平成25年度頃の6500食をピークに減少すると推定する。

四 本市では完全給食を行っているため、鳥栖市のような選択給食制を実施する予定はない。

五 学校行事で弁当を持参する際、弁当作りに子どもが関わられるように働きかけたい。

六 親子での弁当作りは、絆を深めるきっかけになると考えている。



おいしいよ！給食！